相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区松が丘一丁目三〇番、最後の住所東京都中野区松が丘一丁目三〇番一―四〇五号　被相続人　亡　丸山　祐二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月三十一日

東京都渋谷区上原一―三六―一一東高ペアシティ一〇三代々木上原とちのき法律事務所　相続財産管理人　弁護士　井村　華子（登録姓　太田）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区田園調布二丁目四七番、最後の住所東京都世田谷区弦巻四丁目二〇番二号　被相続人　亡　塩谷　安男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月三十一日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　齋藤　浩貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区銀座一丁目九番地、最後の住所東京都渋谷区猿楽町一一番八号メイゾン代官山五〇一　被相続人　亡　岡部　正子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月三十一日

東京都港区虎ノ門三丁目一〇番四―八一〇号山口雅主法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山口　雅主

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県駿東郡小山町小山三三九番地一五、最後の住所東京都大田区東蒲田一丁目一三番七号　被相続人　亡　金親　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月三十一日

東京都千代田区紀尾井町三番三三号プリンス通ビル六階保田法律事務所　相続財産管理人　弁護士　保田眞紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市錦二丁目八七八番地二、最後の住所東京都町田市下小山田町一四六一番地コンフォートロイヤルライフ多摩四一五　被相続人　亡　田中　純子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月三十一日

東京都武蔵野市御殿山一丁目二番二号グレイス御殿山四階オオノ・キド法律事務所　相続財産管理人　弁護士　城戸　貴明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所東京都足立区東保木間一丁目二二―六―五〇二　被相続人　亡　丁　清光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月三十一日

事務所東京都港区虎ノ門二―三―二二第一秋山ビルディング七階ひかり総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　楠　慶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区田柄三丁目一三番一二号　被相続人　亡　相原　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月三十一日

東京都千代田区麹町三丁目三番八号丸増麹町ビル二階鈴木総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鈴木　洋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市津久井二一六番地、最後の住所神奈川県横須賀市津久井二一六番地　被相続人　亡　岩崎卯之助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月三十一日

神奈川県横須賀市若松町一丁目一番地カマヤビル六階　相続財産管理人　弁護士　原　勝己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県伊那市横山九三二四番地一、最後の住所長野県伊那市横山九三二四番地　被相続人　亡　中村　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月三十一日

長野県駒ヶ根市赤穂一四番地一四六四　相続財産管理人　司法書士　古田　千洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県たつの市龍野町旭町二六番地、最後の住所兵庫県たつの市龍野町旭町二六番地　被相続人　亡　松浦　良造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月三十一日

兵庫県姫路市北条一丁目二八五―一〇　相続財産管理人　弁護士　立花　隆介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市松島一四番地五、最後の住所和歌山県和歌山市松島一四番地の五　被相続人　亡　中川　隆治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月三十一日

和歌山県和歌山市岡山丁二六番地泉ビル一階　相続財産管理人　司法書士　宗田　員行

第26期決算公告

平成29年6月17日　埼玉県川越市大字大袋650番地
川越総合卸売市場株式会社
代表取締役社長　根岸　孝司

貸借対照表の要旨
（平成29年3月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	478,335	流動負債	171,535
固定資産	12,667,186	固定負債	1,531,697
		負債合計	1,703,232
		株主資本	11,442,288
		資本金	100,000
		資本剰余金	10,815,932
		その他資本剰余金	10,815,932
		利益剰余金	526,356
		その他利益剰余金	526,356
		（うち当期純利益）	(72,090)
		純資産合計	11,442,288
資産合計	13,145,521	負債・純資産合計	13,145,521

第45期決算公告

平成29年6月29日　東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
古河キャステック株式会社
代表取締役　大久保昌範

貸借対照表の要旨　（平成29年3月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	743,737,411	流動負債	505,021,243
固定資産	8,695,850	固定負債	254,343,846
繰延資産	1,431,522	退職給付引当金	6,157,083
		環境対策引当金	43,906,641
		負債合計	759,365,089
		株主資本	△5,500,306
		資本金	50,000,000
		利益剰余金	△55,500,306
		利益準備金	3,300,000
		その他利益剰余金	△58,800,306
		（うち当期純損失）	(62,977,972)
		純資産合計	△5,500,306
資産合計	753,864,783	負債・純資産合計	753,864,783